

## 質問書に対する回答

件名) 東京外環自動車道 京葉ジャンクションGランプ工事

No.	質問箇所	質問事項	回答
1	特記仕様書20～21頁	『(2)再資源化(最終処分)をする施設の名称及び所在地』表内『受入条件』欄に受入可能時間が各施設ごとに記載されています。それぞれの施設へ運搬する作業時間帯が記載の時間帯から外れ、通常の処分費用途以外の追加料金が発生した場合は、別途協議させていただけだと考えてよろしいでしょうか。	特記仕様書18-2(2)に記載のとおり、処理施設は指定しておりませんので、貴社の施工計画に基づきお考えください。
2	特一(4)建設副産物処理工 泥土処理	地中連続壁工、地盤改良工、中間杭工、水替え工で発生する泥土について、その性状によりバックホウによる積み込みやダンプトラックでの運搬ができないことが判明した場合は、別途協議させていただけだと考えてよろしいでしょうか。	そのようにお考えください。
3	特一(14)水替工、特記仕様書70頁	「水替工の実施により発生した揚水は適切に処理するものとする」とあります。揚水の放流先は下水道でよろしいでしょうか。その場合、下水道料金が発生した場合は協議対象と考えてよろしいでしょうか。また、下水道以外に排水する計画である場合は、排水先をご提示ください。	地下水の排水先について、指定はありません。特記仕様書22-26-3を参照の上、貴社の施工計画に基づきお考えください。
4	22-16 建設副産物処理工 泥土処理【特記仕様書】P53	地中連続壁工、地盤改良工、中間杭工、水替工で発生する泥土及び泥水は、重金土の土層を貫通して掘削、排泥を行うこととなります。その際、健全土と重金土が混ざり合った泥土及び泥水が発生するため、発生するすべての泥土及び泥水が重金土(第2種特定有害物質を含む)として処分しなければならない可能性があります。そのような場合は、別途協議させていただけだと考えてよろしいでしょうか。	そのようにお考えください。
5	22-17 親杭横矢板工 設置工A、設置工B【特記仕様書】P53、54	ライナープレート式土留工により掘削した発生土は、自工区外盛土場に運搬となっておりますが、発生土には重金土(第2種特定有害物質を含む)の土層が含まれております。自工区外盛土場への運搬が不可となった場合は、別途協議させていただけだと考えてよろしいでしょうか。	重金土は発生しないものと考えておりますが、発生土の処理が必要となった場合は、別途協議するものとお考えください。